

1. 政策名

専門性の高い深度ある検査の実施

2. 政策の目標

(目標)

平成13検査事務年度基本方針及び基本計画等に基づき、緊急経済対策等に示された不良債権問題の抜本的な解決や、ペイオフ解禁への対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。

(業績指標) 金融機関検査の実施数

(説明)

金融システム全体に対する信頼を確立するためには、金融機関に対し厳正で実効性ある検査を実施し、その経営状況を的確に把握する必要があります。平成13検査事務年度(13年7月～14年6月)においては、金融を取り巻く現下の情勢を踏まえ、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととしました。

(1) 不良債権問題の抜本的解決を図るための対応

「緊急経済対策(平成13年4月6日閣議決定)」等において示された不良債権問題の抜本的解決を図る観点から、その前提となる金融機関の自己査定¹の正確性について厳正な検証を行う。

(2) ペイオフ解禁への対応

平成14年4月からのペイオフ解禁を控え、より強固な金融システムを構築するため、効率的で実効性のある検査を実施する。

(3) 金融環境の変化への対応

時価会計の導入、インターネットを利用した金融取引の拡大、持株会社による経営統合の進展など、新しい金融環境に迅速かつ的確に対応した専門性の高い検査を実施する。

また、金融検査の対象は、預金等受入金融機関、保険会社及び証券会社等広範囲にわたるため、業態別の重点事項も定め、検査を実施することとしました。

¹ 金融機関の資産査定については、平成10年4月に早期是正措置が導入されたことを契機として、金融機関による自己査定及びそれに対する外部監査を前提としつつ、当該自己査定の正確性や償却・引当の適切性を当局が検証する方式に移行しています。

これらの施策を踏まえた平成 13 検査事務年度の検査計画は以下のとおりです。

【資料 1 - 6 - 1 平成 13 年検査事務年度の検査計画】

(単位：件)

預金等受入金融機関	3 1 0
保険会社	1 5
証券会社等	1 0 5
その他金融機関	3 5 0

(注) 当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

なお、上記の課題に向けた対応等を含む 13 検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成 13 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」(平成 13 年 7 月 30 日)として公表しています。(<http://www.fsa.go.jp/news/news.html>)

3. 現状分析及び外部要因

金融機関の不良債権問題の解決は我が国の経済再生の第一歩であり、「緊急経済対策(平成 13 年 4 月 6 日閣議決定)」、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成 13 年 6 月 26 日閣議決定)」やその後の「改革先行プログラム(平成 13 年 10 月 26 日)」等においては、具体的な施策として不良債権のオフバランス化や整理回収機構(RCC)の活用等が盛り込まれました。これらの施策を着実に進めるためには、その前提となる金融機関の資産に係る自己査定 of 正確性について厳正な検証を行うことが求められています。

また、平成 14 年 4 月には、普通預金、当座預金及び別段預金を除く預金等についていわゆるペイオフが解禁されました。金融機関においては、ペイオフ解禁に向けた対応として、破綻時における預金等の迅速な払い戻しのための預金に係る名寄せ²のためのデータの整備等に取り組んでいますが、これらの整備状況等について十分な検証を行うことが求められています。

更に、平成 13 年 4 月から、「その他有価証券」についても時価会計が導入されたほか、インターネットを利用した金融取引の拡大、持株会社方式による経営統合など金融機関のグループ化・コングロマリット化といった新しい金融環境に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

これらの点を踏まえながら、厳正で実効性のある検査を実施していくことが、金融システム全体に対する信頼を確立するために重要となっています。

² 預金保険制度の下では、保険の対象となる預金等について、1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本 1 千万円までとその利息等の合計額を限度として保護されます。同一の預金者が破綻金融機関に複数の預金口座を有している場合には、1 預金者として取り扱う個人・法人等に帰属する預金等を確定する必要がありますが、そのための作業を指しています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

不良債権問題の抜本的解決を図るための対応

イ. 主要行に対する「年1回検査」及びフォローアップ検査の実施

これまで2年に1回程度の頻度で実施してきた主要行に対する検査を強化し、「年1回検査」を実施しました。また、自己査定 of 正確性やリスク管理債権等の開示の適切性を高めるため、検査指摘事項を踏まえた自己査定態勢・基準、ディスクロージャー基準等の改善状況について検証を行うため、短期間の立入検査（フォローアップ検査）を実施しました（12件）。当該フォローアップ検査の結果、前回検査指摘事項の改善状況について、一部の銀行においては概ね改善されていると認められましたが、多くの銀行においては、全体として改善は認められるものの、なお不十分であり、自己査定や償却・引当の体制・基準等について改善を要する点があることを指摘しました。

ロ. 特別検査の実施

平成13検査事務年度の基本方針には盛り込まれていませんが、「改革先行プログラム」において、主要行に対する特別検査を導入することとしました。当該検査は、借り手企業の信用力が市場で急速に低下したため、資金繰りが急速に悪化した事例が生じるなど、銀行経営の健全性確保の観点から、当局としてリアルタイムに債務者の経営実態を把握し、債務者区分と市場の評価とのタイムラグを解消すべき状況にあったことから、通常検査を補完するものとして実施したものです。具体的には、決算期末前の自己査定期間中（14年3月期）に主要行13行に立入を行い、市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者に着目して、その時点で入手可能な直近の債務者情報をもとに、企業業績等をタイムリーに反映した適正な債務者区分を確保するための厳格かつ精度の高い検証を外部監査人との共同作業により実施しました。

特別検査における検証債務者数は149先（与信額12.9兆円）であり、うち71先（同7.5兆円）の債務者区分が下位に遷移しました（下位に遷移した債務者のうち破綻懸念先以下とした債務者数は34先（同3.7兆円））。また、当該検証債務者に係る14年3月期決算における下期分の不良債権処分損の増加額は1.9兆円となりました。

なお、特別検査の詳細については、「主要行に対する特別検査の結果について」（平成14年4月12日）として公表しています。（http://www.fsa.go.jp/news/13_news.html）

ペイオフ解禁への対応

金融機関の経営状況やオフサイト・モニタリングを通じて得られた情報等を踏まえ、検査頻度にメリハリをつけるほか、検査内容についても、被検査金融機関の抱える問題の所在に応じて特定のリスク・カテゴリーを重点的に検証するなど、濃淡をつけた

効率的で実効性の高い検査を実施しました。また、預金保険機構とも連携しつつ、預金受入金融機関に対する検査において名寄せのデータ整備状況等を検証しました。当該検査の結果、ペイオフ解禁前までの名寄せデータ整備に向けての努力はみられるものの、システム開発やデータ整備の進捗率が適切に管理・把握されていない等の問題が把握されました。

金融環境の変化への対応

イ．時価評価の適切性の検証

時価会計の導入を踏まえ、有価証券の保有目的区分及び評価等の適切性について検証を行いました。

ロ．インターネット取引に係るリスク管理態勢の検証

インターネット取引を利用した金融取引について、システム・ダウン時の対応策の整備状況をはじめ、当該取引に係るリスク管理態勢について検証を行いました。

ハ．グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

金融グループにおける連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、親金融機関と金融機関子会社、海外拠点等を一体的に検査することにより（9グループ、31社）、効率的な実態把握に努めました。

二．システム・リスクの検証

システム・リスクは、より専門性の要求されるリスク・カテゴリーの一つですが、検査においては専門班による深度のある検証を実施しました。13事務年度においては、金融機関の経営統合に際してコンピュータシステム・トラブルが発生する事例もみられましたが、その際には、その発生原因、再発防止策等について厳正に検証を行うため、システム統合リスクを対象とした検査を実施し、事実関係の把握に努めました。

【資料1-6-2 平成13検査事務年度の検査実施件数】

（単位：件）

預金等受入金融機関	310
保険会社	16
証券会社等	110
その他金融機関	363

（注）上記のほか、フォローアップ検査・特別検査を合わせて25件、証券取引所検査を2件実施しています。

検査体制の整備

金融検査の頻度と深度の充実を図る観点から、検査官の増員が図られており、平成14年度（年度末時点）においては金融庁44名、財務省財務局2名の計46名の増員と

なっています(年度末時点での金融検査に従事する職員数は金融庁 404 名、財務局 573 名の合計 977 名)。

検査・監督部門の連携

監督部門においては、日常的なオフサイト・モニタリングを通じて金融機関の経営状況をきめ細かく把握することにより、金融機関の適切な業務運営を促しています。検査部門においては、監督部門からの情報を踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしています。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かされています。このように、検査・監督部門間で連携を図ることにより行政機能を最大限に発揮することが可能となると考えています。

(2) 評価

以上のように、不良債権問題の解決に向けた対応として、主要行に対し「年1回検査」及びフォローアップ検査を実施したほか、「改革先行プログラム」に基づき特別検査を実施しました。これらの検査、なかんずく特別検査は、主要行における不良債権処理の迅速化に相当の効果を上げるとともに、各行における自己査定の際の質の全般的な向上に寄与したものと考えます。

また、ペイオフ解禁への対応として、預金保険機構と連携しつつ、名寄せのデータ整備状況等の検証を実施しましたが、金融機関に対し当該検証で把握した問題点を指摘することにより、当該金融機関のペイオフ解禁へ向けた取組みを強く促す効果があったものと考えています。

そのほか、金融機関の経営統合に伴い発生したコンピュータシステム・トラブルについては、システム統合リスク検査の実施により迅速に対応しました。

5. 今後の課題

(1) 金融システムの安定、預金者・投資家の保護及び金融の円滑を図るため、今後とも金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、適切に対処していく必要があると考えています。

また、金融行政を適切に遂行していく上では、金融機関の経営状況等にかかる問題の早期・的確な把握に努め、早め早めの対応により経営改善や効率化につなげていく必要があります。このことはまた、金融機関の経営破綻を未然に防止すること等により、金融システムの運営に係る社会的なコストを最小化するという効果をもたらすだけでなく、経営の改善や効率化を通じ、円滑な金融の担い手としての金融機関の存在意義を高めていくという国民経済的な意味があります。

(2) 平成 14 事務年度における検査の基本方針等は「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に掲げていますが、当該基本方針等においては、特に、以下の課題に重点的に取り組むこととしています。

金融システムのより一層の安定を確保するため、主要銀行グループに対して、より実効性・効率性の高い検査を実施する。(このような観点から、主要銀行グループを一体的に捉えた「通年・専担検査」³を導入しています。)

中小・零細企業等の経営実態の把握向上により、検査の適切な運用を確保する。(このような観点から、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の適切な運用を図るため、検査官に対する研修を広く濃密に実施するほか、その基本的な考え方について、金融機関やその利用者への周知徹底を図っています。)

郵政公社・政策金融機関に対する検査権限の金融庁への一部委任規定が法律上(平成 15 年 4 月施行)設けられたことを踏まえ、実効性ある検査の実施に向けて、検査体制の整備等に努める。(このような観点から、公的金融の特性を踏まえた検査のあり方の検討、組織・体制面の整備など、所要の準備を行っているところです。)

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査の実施に努めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議。

なお、金融検査の実施と金融機関に対する破綻予防効果との関係に着目した分析を可能な範囲で行い、政策評価に活かすべきではないかとの意見もありました。

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関検査の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

³ 検査部門を主要銀行グループ別に編成し、各部門が専断的に主要銀行グループの中の金融機関を順次検査することにより、当該銀行グループには年間を通じて検査が実施される形となります。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関検査の実施数
- ・ 主要行に対する特別検査の結果について

9. 担当部局

検査局総務課